



「測圖法」に基づき、国土地理院承認(使用) R5JHc 635」  
この地図は、国土地理院長の承認を得て、国土院発行の電子地形図を用いて作成したものである。  
第三者から権利を主張する場合は、国土地理院長の承認を得なければならぬ。

令和五年度 第六次樹立